

第78回定時株主総会 招集ご通知

招集ご通知添付書類

- 事業報告
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告書

株主総会参考書類

 **田淵電機株式会社**

証券コード：6624

株 主 各 位

大阪市淀川区宮原三丁目4番30号
田 淵 電 機 株 式 会 社
取締役社長 貝方士 利浩

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 大阪市淀川区宮原四丁目2番1号
メルパルク大阪 3階会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第78期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第78期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件(補欠監査役の選任及び任期)
第3号議案 定款一部変更の件(剰余金の配当等の決定機関)
第4号議案 取締役7名選任の件
第5号議案 監査役2名選任の件
第6号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト上(<http://www.zbr.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- なお、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表が含まれております。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送又は当社ウェブサイト(<http://www.zbr.co.jp/>)において掲載することにより、お知らせいたします。

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米国では雇用改善が進み、個人消費も堅調に推移し、欧州では地政学的リスクを抱えつつも景気回復の兆しを見せておりますが、中国では景気の減速が続き不安定な状況となりました。わが国経済は、緩やかな回復基調が続きましたが、個人消費が伸び悩み、年明けからの円高基調により先行きに不透明感が生じてきました。

このような経営環境のもと、当社グループでは太陽光発電用パワーコンディショナ事業の「多核化」による周辺分野への拡大を推進し、市場環境の変化に対応してまいりました。具体的には、住宅用途からメガソーラー向けまでの全モデルに出力抑制対応機能を取り込んだ製品に加え、電力の需給バランスに対応可能な蓄電池を併用した太陽光発電との蓄電ハイブリッドシステムの販売を推進しました。これらの製品を国内市場向けのみならず、今後拡大が見込まれる北米、アセアンなどグローバル市場向けに拡販を進めております。また、国内外研究開発体制の更なる拡充、多層的なマーケティング体制の構築に加え、全社を挙げた自動化推進による原価低減活動や品質保証体制の充実など不断の工場改善も進めております。さらに、重点事業分野における技術力の強化及び欧州市場への参入を図るためM&Aを進めました。

その結果、当連結会計年度における業績は、再生可能エネルギー固定価格買取制度見直しによる国内市場後退の影響を受け、太陽光発電用パワーコンディショナが減少し、売上高は39,103百万円（前期比26.6%減）、営業利益は4,916百万円（前期比55.6%減）、経常利益は4,704百万円（前期比59.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,181百万円（前期比58.7%減）となりました。

セグメントごとの業績の状況

報告セグメント		第 77 期	第 78 期	前 期 比
変 成 器 事 業	売 上 高	9,148 百万円	9,158 百万円	100.1 %
	営 業 利 益	928	680	73.3
電 源 機 器 事 業	売 上 高	44,150	29,945	67.8
	営 業 利 益	10,334	5,029	48.7

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

① 変成器事業

変成器事業は、平成27年10月に国内・海外トランスメーカーをM&Aにより新規連結子会社とし、産業機器・医療機器向けの製品ラインアップを拡充しました。しかしながら、主力製品であるインバータエアコン用リアクタの売上が中国・アセアン市場で減少したこと等により、売上高は9,158百万円（前期比0.1%増）となりました。一方、営業利益は、開発費等の経費も増加したことにより、680百万円（前期比26.7%減）となりました。

② 電源機器事業

電源機器事業は、アミューズメント用電源の増加があったものの、太陽光発電用パワーコンディショナが国内市場後退の影響を受けたことにより減少し、売上高は29,945百万円（前期比32.2%減）となりました。営業利益は、国内外での設計開発要員の増員ならびに、米国を中心とした海外事業拡大のための体制整備に係わる経費増等もあり、5,029百万円（前期比51.3%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は3,278百万円であります。主なものはタイ国田淵電機の新工場の電源機器生産設備、ベトナム田淵電機の工場の増設であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に増資又は社債発行等による重要な資金調達は行っておりません。

なお、当社は、平成27年12月に株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする総額40億円のシンジケート方式によるグローバルコミットメントライン契約(コミットメント期間3年)を締結しました。さらに、平成28年3月に株式会社三菱東京UFJ銀行と総額10億円のグローバルコミットメントライン契約(コミットメント期間2年9ヶ月)を締結しました。

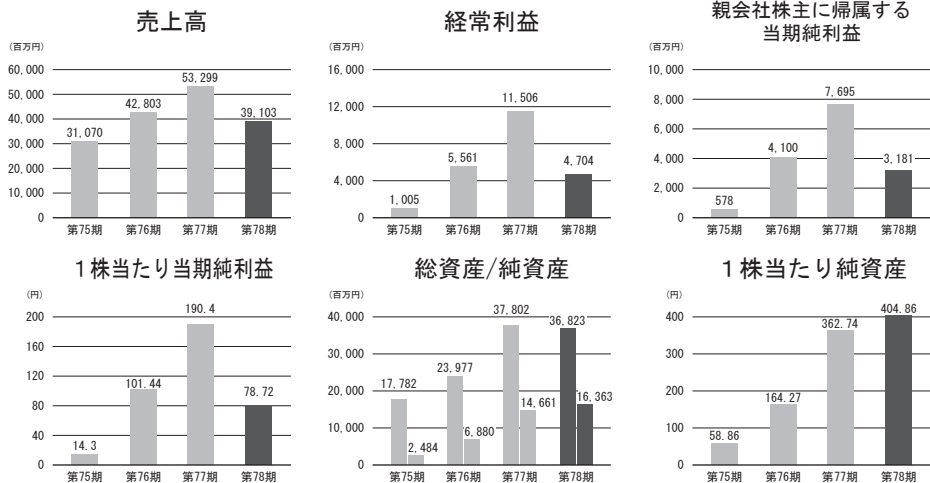
当連結会計年度末の有利子負債は4,413百万円となり、前連結会計年度末と比較して317百万円増加しました。

(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第75期 (平成25年3月期)	第76期 (平成26年3月期)	第77期 (平成27年3月期)	第78期 (平成28年3月期)
売上高 (百万円)	31,070	42,803	53,299	39,103
営業利益 (百万円)	1,220	5,499	11,061	4,916
経常利益 (百万円)	1,005	5,561	11,506	4,704
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	578	4,100	7,695	3,181
1株当たり当期純利益 (円)	14.30	101.44	190.40	78.72
総資産 (百万円)	17,782	23,977	37,802	36,823
純資産 (百万円)	2,484	6,880	14,661	16,363
1株当たり純資産 (円)	58.86	164.27	362.74	404.86

(注) 1. 百万円単位の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としてしております。



② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第75期 (平成25年3月期)	第76期 (平成26年3月期)	第77期 (平成27年3月期)	第78期 (平成28年3月期)
売上高 (百万円)	18,829	31,550	42,788	29,822
営業利益 (百万円)	115	3,618	7,437	3,380
経常利益 (百万円)	836	3,950	7,928	3,583
当期純利益 (百万円)	431	3,060	5,082	2,288
1株当たり当期純利益 (円)	10.68	75.70	125.75	56.63
総資産 (百万円)	11,610	17,337	28,212	25,657
純資産 (百万円)	2,451	5,553	10,206	11,797
1株当たり純資産 (円)	60.64	137.39	252.54	291.89

(注) 百万円単位の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(5) 対処すべき課題

今後の経済環境は、中国の景気減速及び欧州の地政学的リスクが懸念され、また為替の急激な変動もあり日本経済の先行きに不透明感が生じてきましたが、米国経済が堅調に推移すると見込まれるなど、グローバルでは緩やかな改善を見込んでおります。一方、当社が主力事業を展開しているエネルギー関連事業は、国内においては、再生可能エネルギー固定価格買取制度の法改正が行われ、新規事業参入が大きく後退しました。今後は、認定済みの設置が順次進みますが、産業用では市場の縮小は避けられない状況です。しかしながら、海外に目を転じると、北米・中国・アセアンを中心としたその他地域の再生可能エネルギーの普及はこれから大きく拡大の見込みであり、特に太陽光の需要は今後も期待できます。

このような状況下において、当社グループは、引き続き新エネルギー分野を主領域としたグローバル・パワーソリューション・カンパニーを目指して取り組んでおります。昨年からのスタートした中期経営計画の基本戦略に沿って、意思決定速度の飛躍的向上を目指す「スピード・ファースト」、社外・海外のリソースの積極活用を行う「オープン・イノベーション」、徹底した原価圧縮策の実行を行う「コスト・リダクション」の3方針のもと、次の課題解決を目指します。マーケティングの強化、本格的なグローバル展開の推進、お得意先に感謝される品質・サービス作りを行います。具体的には、電源機器事業は、国内太陽光発電市場において、メガソーラー向け分散型パワーコンディショナのラインアップ拡充、長期保証の充実等により競争優位性を高めてまいります。また、世界市場においては、北米を中心に、蓄電ハイブリッドシステム、メガソーラー向けパワーコンディショナ等を拡販してまいります。一方、変成器事業は、昨年新たに連結子会社となったテクノ電気工業株式会社、マルシュナー田淵電機の2社との事業統合を推進し、医療機器や輸送機器など新事業分野での拡大を目指します。

さらに、中長期的な技術優位性を確保するための国内外研究開発体制の一層の充実や、グループ全体で取り組んでいる品質及び生産革新活動により、品質の向上及び原価力の強化を図り、収益基盤の強化に努めてまいります。

(6) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループは、電子・電気機械器具及び部品の製造並びに販売とこれに付帯関連する事業を営んでおりますが、主要製品は次のとおりであります。

セグメント	主 要 製 品	用 途
変成器事業	低周波トランス 高周波トランス マグネトロン駆動用トランス 高圧トランス 力率改善用リアクタ 水冷式トランス 大型電磁石 磁場コイル マグネットワイヤ	自然エネルギー変換機器 環境システム機器 デジタルAV機器 情報通信機器 調理・空調機器
電源機器事業	パワーコンディショナ 蓄電ハイブリッドシステム 各種スイッチング電源 ACアダプタ バッテリーチャージャ マグネトロン駆動用インバータ ランプドライブ用電子安定器 LED照明用電源 各種機器の組立	アミューズメント機器 産業機器 ヘルスケア・医療機器 輸送機器

(7) 主要な事業所（平成28年3月31日現在）

① 当社

本 社（大阪市）
東 京 支 社（東京都千代田区）

② 子会社

田淵電子工業株式会社（栃木県大田原市）
テクノ電気工業株式会社（神奈川県秦野市）
タイ国田淵電機（タイ国 チャチェンサオ県）
上海田淵変圧器有限公司（中国 上海市）
香港田淵電機有限公司（中国 香港特別行政区）
東莞田淵電機有限公司（中国 広東省）
ベトナム田淵電機（ベトナム バクニン省）
米国田淵電機（米国 カリフォルニア州）
マルシュナー田淵電機（ドイツ バーデン＝ヴュルテンベルク州）

(8) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
3,272名	85名減

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（334名）を含んでおります。

② 当社の使用人の状況

区分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	346名	40名増	44.7歳	8.6年
女性	63	15名増	36.8	5.4
合計又は平均	409	55名増	43.7	8.2

(注) 使用人数は就業人員であり、出向者（28名）及び臨時雇用者数（13名）を含んでおります。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況（平成28年3月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
田淵電子工業株式会社	282百万円	100.0%	電源機器の製造販売
タイ国田淵電機	100百万パーツ	100.0	変成器、電源機器の製造販売
香港田淵電機有限公司	72百万香港ドル	100.0	変成器、電源機器の販売
東莞田淵電機有限公司	5,000千ドル	(間接) 100.0	変成器、電源機器の製造販売
上海田淵変圧器有限公司	6,500千ドル	100.0	変成器の製造販売
ベトナム田淵電機	5,000千ドル	(間接) 100.0	変成器の製造販売

③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(10) その他の重要な関連会社の状況（平成28年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
韓国トランス株式会社	3,760 百万ウォン	42.6%	変成器及びマグネットワイヤの製造販売
江西碧彩田淵変圧器有限公司	25,000 千元	(間接) 50.0%	変成器の製造販売

(注) 韓国トランス株式会社及び江西碧彩田淵変圧器有限公司は持分法適用会社であります。

(11) 他の会社の株式その他の持分の取得の状況

会社名	取得日	出資比率	取得対価
テクノ電気工業株式会社	平成27年10月1日	100.0%	159百万円
Marschner GmbH & Co. KG	平成27年10月1日	90.0%	4,485千ユーロ

(注) Marschner GmbH & Co. KGは、平成27年10月1日付でMarschner Tabuchi Electric GmbH & Co. KG（マルシュナー田淵電機）に商号を変更しております。

(12) 主要な借入先及び借入額（平成28年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,172百万円
株式会社三井住友銀行	885
株式会社三菱東京UFJ銀行	481

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(13) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営上の最重要課題の一つに据え、業績と財務状況を総合的に勘案し、安定配当の維持を目指す考えであります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の2回を基本的な方針としております。

配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、継続的な安定配当の基本方針のもと、中間配当金として8円、期末配当金として8円の年間16円としております。

また、内部留保金につきましては、将来の成長分野への重点投入、さらには海外展開や環境対策などに活用するとともに、連結経営基盤の一層の強化を通じて、株主の期待に応えてまいりたい所存であります。

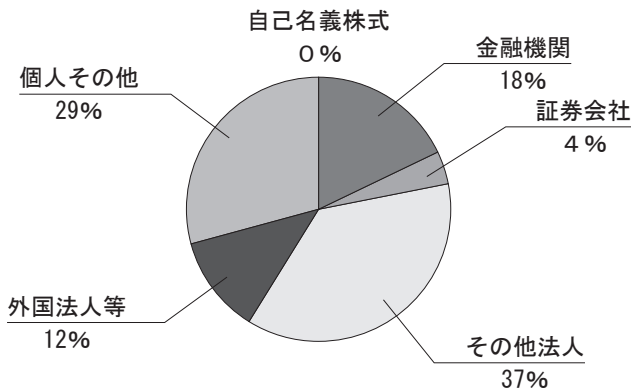
2. 当社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 120,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 40,502,649株（うち自己株式84,867株）
- (3) 株主数 7,795名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数 千株	持株比率 %
T D K 株式会社	8,000	19.79
美登里株式会社	2,824	6.98
株式会社みずほ銀行	1,883	4.66
田淵暉久	1,195	2.95
株式会社銭高組	900	2.22
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	862	2.13
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	639	1.58
ミヨシ電子株式会社	635	1.57
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	625	1.54
株式会社三井住友銀行	600	1.48

- (注) 1. 持株比率は、自己株式数84,867株を控除した発行済株式総数40,417,782株により算出しております。
 2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

株式分布状況



3. 当社の会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
※取締役会長	田 淵 暉 久	
※取締役社長	貝方士 利 浩	執行役員会議長
取 締 役	阪 部 茂 一	副社長執行役員 技術開発本部統括
取 締 役	佐々野 雅 雄	常務執行役員 経営管理本部統括
取 締 役	塩 津 晴 二、	
取 締 役	早 野 利 人	中部大学 経営情報学部教授 公益財団法人大崎企業スポーツ事業研究助成財団 顧問
取 締 役	齋 藤 昇	TDK株式会社 取締役 常務執行役員
監 査 役	尾 崎 利 明	常勤
監 査 役	米 田 秀 実	弁護士（弁護士法人淀屋橋・山上合同 社員） 株式会社マイスターエンジニアリング社外監査役
監 査 役	林 浩 志	税理士（林税理士事務所 所長）

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
2. 取締役塩津晴二、早野利人及び齋藤昇の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役米田秀実氏及び林浩志氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役尾崎利明氏は、当社内の経理関連部門で経理経験を有しており、また、監査役林浩志氏は、税理士の資格を有しており、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役米田秀実氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当事業年度中の役員の異動は、次のとおりであります。
- (1) 就任
齋藤昇氏は、平成27年6月26日開催の第77回定時株主総会において取締役に新たに選任され、就任いたしました。
- (2) 退任
広田嘉章氏は、平成27年6月26日開催の第77回定時株主総会の終結の時をもって、取締役を退任いたしました。

7. 取締役塩津晴二氏及び早野利人氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
8. 監査役林浩志氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
9. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員は下記のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	坂 本 幸 隆	資材本部統括・電源機器事業担当
執行役員	吉 原 宅 二	東莞田淵電機有限公司董事総経理
執行役員	井 玉 敢	ベトナム田淵電機社長
執行役員	黒 肱 正 彦	営業本部統括・国際事業担当
執行役員	杉 谷 純之介	タイ国田淵電機社長
執行役員	佐 藤 宗 計	エレクトロマグネティックデバイス事業推進本部統括・変成器事業担当
執行役員	灘 口 紀 男	品質本部統括
執行役員	高 田 充 人	経営管理担当

(注) 当事業年度中の執行役員の異動は、次のとおりであります。

太田憲治氏は平成27年9月30日、丸本豊氏は平成28年2月19日をもって、執行役員を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査役及び社外取締役の全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。

(3) 当事業年度に係る当社の取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額	摘 要
取 締 役	7名	190百万円	うち社外取締役3名 20百万円
監 査 役	3名	30百万円	うち社外監査役2名 10百万円
合 計	10名	220百万円	

(注)1. 平成26年6月27日開催の第76回定時株主総会により決定された報酬限度額は、取締役は年額3億円（うち社外取締役は年額30百万円）、監査役は年額50百万円（うち社外監査役は年額20百万円）であります。

2. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額25百万円（取締役7名に対して22百万円、監査役3名に対して2百万円）が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係(平成28年3月31日現在)

区 分	氏 名	兼 職 先	兼 職 内 容	当社との関係
社外取締役	早野利人	中部大学	経営情報学部教授	特別の関係はありません。
		公益財団法人大崎企業スポーツ事業研究助成財団	顧問	特別の関係はありません。
	齋藤昇	TDK株式会社	取締役常務執行役員	資本業務提携に関する合意書を締結しており、材料仕入等の取引関係があります。
社外監査役	米田秀実	弁護士法人淀屋橋・山上合同	弁護士	弁護士法人と顧問契約を締結しております。
		株式会社マイスターエンジニアリング	社外監査役	特別の関係はありません。
	林浩志	林税理士事務所	税理士	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	塩津晴二	当事業年度に開催した取締役会14回全てに出席し、必要に応じて、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
	早野利人	当事業年度に開催した取締役会14回全てに出席し、必要に応じて、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
	齋藤昇	平成27年6月の就任後、当事業年度に開催した取締役会11回中6回に出席し、必要に応じて、主に主要株主並びに経営者としての観点から発言を行っております。
社外監査役	米田秀実	当事業年度に開催した取締役会14回中12回に出席し、また、監査役会13回全てに出席し、必要に応じて、主に企業法務に精通した弁護士としての観点から発言を行っております。
	林浩志	当事業年度に開催した取締役会14回全てに出席し、また、監査役会13回全てに出席し、必要に応じて、主に税務及び会計面の専門家としての観点から発言を行っております。

③ 独立性に関する基準又は方針

当社は、社外取締役の選任にあたり、独立性に関する明確な基準を定めておりませんが、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則等を参考とし、社外取締役と当社グループとの利害関係を慎重に調査・検討したうえで、一般株主との利益相反が生じるおそれがないこと、多様な事業分野において経営に関する豊富な知見や専門性の高い知識等を有することを重視して社外取締役を選任しております。

5. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	44百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に関する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、タイ国田淵電機、香港田淵電機有限公司、東莞田淵電機有限公司、上海田淵変圧器有限公司及びベトナム田淵電機は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針です。

この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集された株主総会におきまして、会計監査人の解任の旨及び理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性又は独立性を害する事由の発生により、会計監査人の適正な職務の執行に支障があると判断した場合に、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、「経営理念」「企業目的」を経営戦略の策定や経営の意思決定の拠りどころとなる諸活動の基本方針と位置づけています。

そして、経営層はもとより社員全員が、その諸活動の遂行にあたり、定款や法令を遵守し正しく適切に行うと同時に、適切で有効な制御機能が図れるような業務体制の構築、維持・改善に努めます。

(1) 当社及び当社グループの取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは、コンプライアンス経営を重要課題の一つとして位置づけております。法令遵守はもとより定款・社内規程及び社会倫理を遵守した誠実な行動をとるための行動基準として「企業行動規範」及び「コンプライアンス規程」を定め、当社及び当社グループの全ての役員及び使用人に対して周知することとしております。
- ② 当社取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会は、グループ全体のコンプライアンス体制の構築、維持・整備及び問題点の把握と改善に努めるとともに、役員及び使用人への教育と啓蒙活動を行っております。
- ③ 当社監査役は、内部監査室と連携し、コンプライアンス体制と運用についての調査及びその有効性の有無等について、当社取締役会に報告をするものとします。

(当該体制の運用状況)

当社は、法務研修等を通じて役職員に対してコンプライアンス教育を実施するとともに、企業行動規範の遵守誓約書の提出を通じて啓蒙及び周知徹底を図っております。また監査役監査及び内部監査によって、当社及び当社グループの取締役、使用人の職務が法令、定款及び社内規程等に基づき適切に執行されていることを確認しております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会・取締役会をはじめとする重要な会議の記録や、各取締役が主催するその他の重要な会議の記録及び各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に従い、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で記録・保存・管理します。

(当該体制の運用状況)

取締役会、執行役員会等の重要な会議の資料及び議事録等は、十分なセキュリティを確保した上で、常時閲覧可能な当社役員限定の社内ウェブサイト上で

適切に管理・保存しております。また、IT部門による情報セキュリティに関する社内研修を実施し情報管理体制の整備を進めております。

(3) 当社及び当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社及び当社グループは、リスクの把握・認識及び適切な対応を行うため、「リスク管理規程」を定め、当社取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、カテゴリー毎のリスクについての管理責任者を決定し、重要リスクの洗出し・リスク情報の管理及びリスク対応体制の整備等、定例的にリスクの点検、評価、対策等を管理、監督します。
- ② 当社及び当社グループは、不測の事態が発生した場合の手続きを含む「危機管理規程」を定め、有事の際には当社取締役社長を本部長とする対策本部を設置し迅速かつ適切な対応が行われる体制を整えることとしています。
- ③ 当社の監査役及び内部監査室は、当社及び当社グループ会社に対するリスク管理の状況の監査を行い、当社取締役会等にその結果を報告し、取締役会はその問題点の把握と改善に努めます。

(当該体制の運用状況)

リスク管理委員会の指示のもと、各部門及びグループ各社における重要リスクの洗出し及びリスク情報の共有化を図りました。また、当社従業員を対象に安否情報確認システムの導入を実施し、震度5弱レベルの地震が発生した場合に従業員及び家族の安否が確認できる体制を整えました。

(4) 当社及び当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及び当社グループは、定例の取締役会を月1回開催し、また必要に応じて随時開催することにより、重要事項の決議及び取締役の業務執行状況の監督を行っております。
- ② 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行に関しては、執行役員制度の導入により、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、責任と権限の明確化、意思決定の迅速化及びコーポレートガバナンスの強化を図るとともに、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」「子会社管理規程」において、各部門の業務範囲と各職位の権限を明確にし、業務運営の効率化を図っております。
- ③ 当社及び当社グループの取締役の職務の執行の検証については、当社及び当社グループの取締役会等において、経営計画に基づいた計画に対し、各担当取締役よりその執行状況を報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制の検証と見直しを行います。

(当該体制の運用状況)

取締役会から業務執行の委任を受けた執行役員による執行役員会を12回開催するとともに、組織体制強化の一環として専門職制度を創設し管理職の業務範囲と職務権限の明確化を図り、業務運営の効率化を図りました。

(5) 当社及び当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループにおいては、当社の企業行動規範に基づき、グループ会社が一体となった内部統制システムの構築を目指し、各グループ会社において当社に準じたコンプライアンス推進体制を整備させ、当社が必要な教育・研修等を支援します。
- ② グループ会社の管理については、各グループ会社の担当取締役が統括し、各担当取締役が各グループ会社の自主性を尊重しつつ、重要な事項については定期及び都度その報告を求める等により、各グループ会社に対する指導・支援を含めた管理を行います。
- ③ 当社の監査役及び内部監査室は、当社及び当社グループ会社に対する定期又は臨時に監査を実施し、取締役会等にその結果を報告し、取締役会はその問題点の把握と改善に努めます。

(当該体制の運用状況)

各グループ会社の取締役会を毎月開催し、各社における重要事項の機関決定を行うとともに、事業経営の状況について確認し、必要な指導並びに支援を適切に実施しています。また、監査役監査及び内部監査室により実施した監査結果を各グループ会社社長及び本社代表取締役社長に報告しました。

(6) 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社取締役会は監査役と協議の上、内部監査室長及び室員等をその使用人として指名することができるものとします。
- ② 当社監査役の職務を補助すべく指名された内部監査室の室長及び室員等は、監査役が指定する補助すべき期間中において、指揮権は監査役へ委譲されたものとし、取締役及び上司の指揮命令は受けないものとします。

(当該体制の運用状況)

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことは求められておらず、該当事項はありません。

(7) 当社及び当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査役は、当社及び当社グループの取締役会等の主要な社内会議に出席し適時報告を受ける体制となっています。
- ② 当社及び当社グループの取締役及び使用人は、当社及びグループ会社の業務又は業績に大きな影響を与える事項が発生し又は発生するおそれがあるとき、違法又は不正な行為を発見したとき、その他当社監査役会が報告すべきものと定めた事項が発生したときは、適時適切な方法により当社監査役に報告をするものとします。
- ③ 当社監査役は、必要性に応じて適時、取締役及び使用人に対して報告を求め、必要と思われるその他の会議に出席し、また書類の閲覧・提出を求めることができるものとします。
- ④ 当社監査役は、内部監査室及び会計監査人等と緊密な連携を保つための定期的な意見交換会の開催等により、当社及びグループ会社の監査の実効性が確保できるものとします。
- ⑤ 当社監査役に報告を行った者に対し当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止するものとします。
- ⑥ 当社監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審査の上、速やかに当該費用又は債務を処理することとします。

(当該体制の運用状況)

監査役は監査方針を含む監査計画を策定し、毎月定時監査役会を開催し監査役間の情報共有を行いました。また、必要に応じて取締役及び使用人に対して監査役会への出席を求める等、取締役及び使用人との対話を深め会社の状況把握に努めました。さらに毎月開催される取締役会、執行役員会、全体執行会議等の主要会議への出席、及び適宜グループ会社への往査を実施するとともに、会計監査人及び内部監査室と緊密に連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しました。なお、監査役の職務遂行に必要な費用については、監査役の請求に従い審査のうえ速やかに処理しました。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、大阪府暴力団排除条例及び政府の犯罪対策閣僚会議幹事会の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を基本方針としています。これを実践するための具体的な行動指針として、「企業行動規範」に「反社会的勢力、団体に対しても、毅然たる態度で対応」することを明文化しています。

また、当社は、「企業行動規範」「コンプライアンス規程」及び「反社会的勢力対応規程」を根拠規程に、コンプライアンス担当役員が統括責任者となって、反社会的勢力対応の基本方針や、運営方針の全社への周知徹底を図っています。総務担当部門を窓口として、地域の警察、企業防衛対策協議会等と緊密に連携し、反社会的勢力対応のための情報収集に努めます。

(当該体制の運用状況)

当社は、所轄警察署と緊密に連携するとともに、企業防衛対策協議会に加盟し、反社会的勢力対応のための体制構築に努めております。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することを目的として、対象会社の取締役会の賛同を得ずに、一方的に大量の株式買付けを行う行為であっても、経済適合性に基づき判断し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付け等の中には、企業価値ひいては株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大量買付行為の内容や条件等について十分検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものもあり得ます。

当社取締役会は、当社グループの買収を企図した当社取締役会の賛同を得ない当社株式の大量買付け等の行為であっても、これに応じるか否かは、最終的には当社株主の皆様において判断されるべきものであると考えておりますが、上記のような不適切な大量買付け等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではなく、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると考えており、このような不適切な買収行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することも必要と考えております。

(2) 基本方針実現に資する特別な取組みの概要

当社は、株主の皆様の中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるべく、下記の取組みを実施しております。これらの取組みは、上記(1)の基本方針の実現に資するものであるとと考えております。

(i) 経営理念・企業目的

当社グループは、「お得意先第一主義」、「品質を誇る製品の生産で社会に奉仕する」の経営理念のもと、企業目的を『田淵電機グループの使命は、未来に誇るコアテクノロジーを活かし、地球環境にやさしい「エネルギー先進企業」として広く社会に貢献することであります』と定め、企業価値ひいては株主共同利益の向上に努めております。

(ii) 中期経営計画（※MB P20）の概要

2015年度から2020年度までの6カ年の中期経営計画を策定し、「Global Power-solution Company」を基本戦略として、パワーエレクトロニクス市場での国際的な拡大・展開を推し進めてまいります。そのために大きく3つのアクションプランを実行してまいります。（※Mid-term Business Plan）

①事業領域の明確化

先進のパワーエレクトロニクス技術を志向した「特徴あるデバイス（変成器等）とひと味違うパワーソリューション・プロダクツ」をもって、以下の4分野に展開いたします。

- ・エネルギー分野
- ・産業機器分野
- ・輸送機器分野
- ・ヘルスケア・医療機器分野

②製品開発方針の明確化

“世の中にないもの”への志向のもと、先進技術へ積極果敢に経営リソースを投入してまいります。製品開発にあたり「市場近接度」「設計開発期間」に応じた短期・中期・長期の3層マーケティング体制を構築し、市場・技術の見極めを実施してまいります。さらに技術体制の強化にも取り組んでまいります。

③経営基盤の強化

キャッシュフロー経営の強化、組織体制の強化、ブランドの強化に取り組んでまいります。

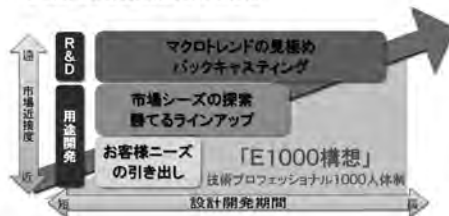
これらの経営諸施策を推進し、中長期経営の安定化と企業価値増大を目指してまいります。

当社グループでは、中期経営計画「MB P20」において、2020年度の連結売上高目標を1,000億円としております。前半3年間の第1ステージにおいては、最終年度である2017年度に、連結売上高750億円、営業利益120億円の定量目標を掲げ、中期経営計画に基づき事業を進めてまいります。

個別戦略①事業領域の明確化



個別戦略②製品開発方針の明確化



個別戦略③経営基盤の強化



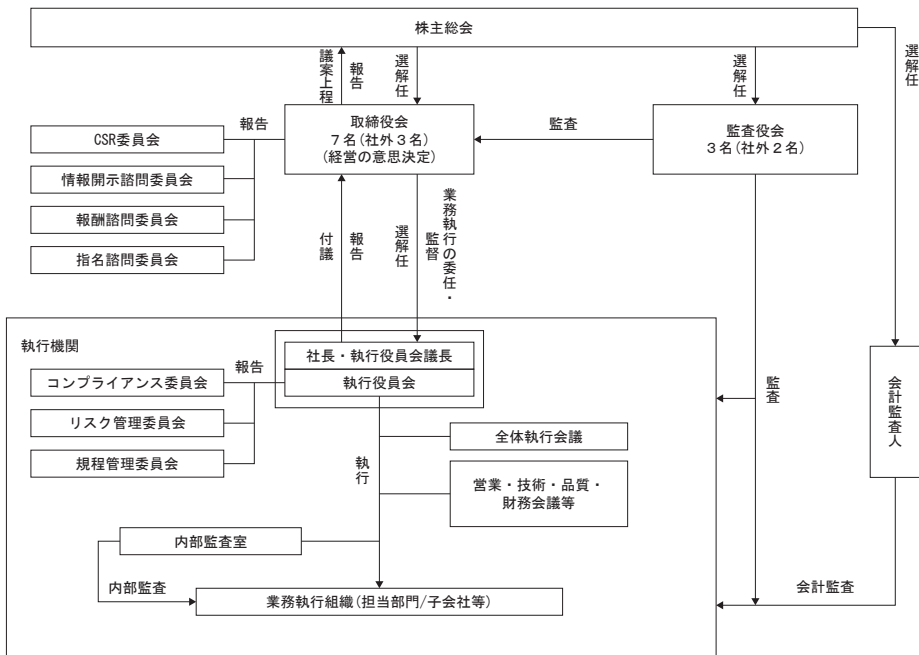
(iii) コーポレートガバナンスの強化に対する取組み

当社は、前述の経営理念及び企業目的のもと、株主の皆様をはじめとする、あらゆるステークホルダーの皆様からの信頼を確保し、企業価値向上を図るため、コーポレートガバナンスの充実・強化を推進しております。

取締役会においては、法令・定款で定められた事項はもとより、経営上重要な事項についての決議や業務執行の監督を行っております。また、平成26年度からは執行役員制度を導入しており、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより、責任と権限の明確化、意思決定の迅速化を図っております。なお、経営に対する監督機能の強化を図るために、取締役7名のうち社外取締役3名を選任しております。

監査役監査については、実効性を高めるため、法律に関する相当程度の知見を有する社外監査役、及び財務・会計に関する相当程度の知見を有する社外監査役をそれぞれ選任しているほか、監査役会と内部監査部門との連携体制を構築しております。各監査役は、法令及び諸基準に準拠し、監査役会が定めた基本方針に基づく監査を行うほか、取締役会その他の重要な会議に出席し必要な意見陳述を行っております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の整備状況の模式図



(3) 不適切な支配の防止のための取組みの概要

当社は、上記(1)の基本方針を実現するための取組みとして、平成26年6月27日開催の第76回定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を更新することを、株主の皆様にご承認いただきました。

本プランの概要は以下のとおりですが、詳細につきましては、当社ウェブサイト掲載のニュースリリース「会社の支配に関する基本方針及び当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新に関するお知らせ」をご参照ください(<http://www.zbr.co.jp/>)。

本プランの目的は、当社に対し、株式の買付け等を行う者又は提案する者（以下「買付者等」といいます。）が現れた場合、不適切な買収でないかどうかを株主の皆様が判断する為に必要な情報や時間を確保し、株主の皆様の為に買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買収を抑止する仕組みを確保することです。本プランの有効期限は、平成29年開催予定の第79回定時株主総会終結時までの3年間としております。

実際の発動は、買付者等が、持株比率20%以上となると認められる株式買付けを行う場合を対象に、経済合理性に基づいて個別判断を行い、社外者で構成する独立委員会の勧告を受けて、取締役会決議により発動いたします。新株予約権の無償割当てを行う場合には、全ての株主に持株と同数の新株予約権を割り当てますが、買付者等には予約権行使をできない条件を付して、その持株比率を半減させることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を防衛いたします。

(4) 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断及びその理由

本プランは、以下の理由により、上記(1)の基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

- ① 本プランは、株式会社東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ウェブサイト等への掲載等により周知させることにより、当社株式に対する買付けを行う者が遵守すべき手続きがあること、並びに、買付者等の不適切な買付行為による権利行使は認められないとの行使条件及び買付者等以外の者から株式と引換えに新株予約権を当社が取得すると取得条項が付された新株予約権の無償割当て等を、当社が実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうと判断される買収から防衛することが図られております。

② 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること等

本プランは、経済産業省・法務省の平成17年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足し、さらに、企業価値研究会の平成20年6月30日付「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容（買収者に対して金員等の交付を行うべきではない、取締役は責任と規律ある行動をとる等）に沿うものであります。

また、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条に定める買収防衛策の導入に係る遵守事項（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）にも合致するものであります。

③ 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付け等がなされた際に、当該買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものであります。

④ 株主意思を重視するものであること

本プランの有効期間は、平成29年開催予定の第79回定時株主総会終結の時までとなっており、いわゆるサンセット条項付であります。また、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの廃止又は変更の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い廃止又は変更されることとなります。以上の意味において、本プランの廃止及び変更は、当社株主総会の意思に基づくこととなっております。

⑤ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの施行・運用にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために企業価値ひいては株主共同の利益を客観的に判断し、取締役会に勧告する諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外有識者、当社社外監査役又は当社社外取締役の中から選任される委員3名以上により構成されております。

また、当社は本プランの運用に際して、適用される法令又は金融商品取引所規則に従い、本プランの各手続きの進捗状況、又は独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、その他当社取締役会が適切と考える事項について適時に情報開示を行うこととし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

⑥ 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

⑦ 第三者専門家の意見の取得

当社取締役会及び独立委員会は、各々独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることにより、判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっています。

⑧ デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で導入・廃止を決議することから、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役任期を1年とし、毎年 of 定時株主総会で取締役の全員を選任する制度を採用しており、いわゆる期差任期制を採用していないため、本プランはいわゆるスローハンド型（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	24,688	I 流動負債	14,374
現金及び預金	5,737	支払手形及び買掛金	3,824
受取手形及び売掛金	6,815	電子記録債務	3,600
電子記録債権	67	短期借入金	1,828
商品及び製品	5,527	1年内返済予定の長期借入金	919
仕掛品	375	1年内償還予定の社債	60
原材料及び貯蔵品	3,755	リース債務	130
繰延税金資産	617	未払金	2,368
その他	1,790	未払法人税等	140
貸倒引当金	△0	賞与引当金	357
		役員賞与引当金	25
II 固定資産	12,133	製品保証引当金	454
有形固定資産	7,868	その他	663
建物及び構築物	1,813	II 固定負債	6,085
機械装置及び運搬具	3,930	社債	90
土地	942	長期借入金	1,270
建設仮勘定	488	リース債務	114
その他	693	退職給付に係る負債	772
無形固定資産	1,802	繰延税金負債	64
のれん	733	資産除去債務	109
その他	1,069	長期前受収益	3,253
投資その他の資産	2,463	その他	410
投資有価証券	1,529	負債合計	20,459
長期貸付金	3	(純資産の部)	
繰延税金資産	15	I 株主資本	16,902
その他	915	資本金	3,611
貸倒引当金	△1	利益剰余金	13,312
III 繰延資産	1	自己株式	△21
社債発行費	1	II その他の包括利益累計額	△538
資産合計	36,823	その他有価証券評価差額金	△8
		繰延ヘッジ損益	△9
		為替換算調整勘定	△428
		退職給付に係る調整累計額	△92
		純資産合計	16,363
		負債純資産合計	36,823

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売 上 高		39,103
II 売 上 原 価		27,556
売 上 総 利 益		11,546
III 販売費及び一般管理費		6,629
営 業 利 益		4,916
IV 営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7	
受 取 配 当 金	5	
持分法による投資利益	45	
受 取 保 険 金	21	
そ の 他	24	103
V 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	81	
売 上 割 引	20	
デ リ バ テ ィ ブ 損 失	49	
為 替 差 損	58	
支 払 手 数 料	85	
そ の 他	18	314
経 常 利 益		4,704
VI 特 別 利 益		
補 助 金 収 入	156	
固 定 資 産 売 却 益	9	166
VII 特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	76	
固 定 資 産 除 売 却 損	4	80
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,790
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,281	
法 人 税 等 調 整 額	332	1,613
当 期 純 利 益		3,176
非支配株主に帰属する当期純損失		4
親会社株主に帰属する当期純利益		3,181

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
I 流 動 資 産	18,105	I 流 動 負 債	9,650
現金及び預金	4,067	支 払 手 形	438
受 取 手 形	881	買 掛 金	2,140
売 掛 金	6,048	電 子 記 録 債 務	3,600
電 子 記 録 債 権	59	1年内返済予定の長期借入金	439
商 品 及 び 製 品	3,544	1年内償還予定の社債	60
仕 掛 品	33	リ ー ス 債 務	55
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	913	未 払 金	1,846
前 払 費 用	57	未 払 費 用	86
繰 延 税 金 資 産	480	未 払 法 人 税 等	19
材 料 支 給 未 収 入 金	1	賞 与 引 当 金	223
短 期 貸 付 金	338	役 員 賞 与 引 当 金	25
そ の 他	1,678	製 品 保 証 引 当 金	454
貸 倒 引 当 金	△0	そ の 他	260
II 固 定 資 産	7,551	II 固 定 負 債	4,209
有 形 固 定 資 産	982	社 債	90
建 物	258	長 期 借 入 金	310
構 築 物	4	リ ー ス 債 務	23
機 械 装 置	279	退 職 給 付 引 当 金	362
工 具 器 具 備 品	328	長 期 前 受 収 益	3,234
土 地	76	そ の 他	189
建 設 仮 勘 定	35	負 債 合 計	13,860
無 形 固 定 資 産	885	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	184	I 株 主 資 本	11,811
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	701	資 本 金	3,611
投 資 そ の 他 の 資 産	5,682	利 益 剰 余 金	8,221
投 資 有 価 証 券	215	利 益 準 備 金	113
関 係 会 社 株 式	4,240	そ の 他 利 益 剰 余 金	8,107
従 業 員 長 期 貸 付 金	3	繰 越 利 益 剰 余 金	8,107
長 期 貸 付 金	422	自 己 株 式	△21
長 期 前 払 費 用	386	II 評 価 ・ 換 算 差 額 等	△13
繰 延 税 金 資 産	145	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△6
そ の 他	269	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△7
貸 倒 引 当 金	△1	純 資 産 合 計	11,797
III 繰 延 資 産	1	負 債 純 資 産 合 計	25,657
社 債 発 行 費	1		
資 産 合 計	25,657		

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売 上 高		29,822
II 売 上 原 価		21,737
売 上 総 利 益		8,085
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,704
営 業 利 益		3,380
IV 営 業 外 収 益		
受 取 利 息	26	
受 取 配 当 金	401	
そ の 他	31	458
V 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	25	
社 債 利 息	0	
売 上 割 引	20	
デ リ バ テ ィ ブ 損 失	40	
為 替 差 損	81	
支 払 手 数 料	85	
そ の 他	2	256
経 常 利 益		3,583
VI 特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3	
補 助 金 収 入	19	23
VII 特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	76	
固 定 資 産 除 売 却 損	0	76
税 引 前 当 期 純 利 益		3,530
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	719	
法 人 税 等 調 整 額	522	1,241
当 期 純 利 益		2,288

独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

田淵電機株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員 公認会計士 吉村祥二郎 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥村孝司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、田淵電機株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、田淵電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

田淵電機株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員 公認会計士 吉村祥二郎 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥村孝司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、田淵電機株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役会から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

田淵電機株式会社 監査役会
常勤監査役 尾崎利明 ㊟
社外監査役 米田秀実 ㊟
社外監査役 林浩志 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

・ 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、業績と財務状況を総合的に勘案し、1株につき8円とさせていただきます。存じます。

なお、中間配当金として1株につき8円をお支払しておりますので、年間配当金は1株につき16円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金8円

総額323,342,256円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

招
集
ご
通
知

事
業
報
告

連
結
計
算
書
類

計
算
書
類

監
査
報
告
書

株
主
総
会
参
考
書
類

第2号議案 定款一部変更の件(補欠監査役の選任及び任期)

1. 変更の理由

法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(監査役の選任) 第27条 (略) (新設)	(監査役の選任) 第27条 (現行どおり) 2 <u>当会社は会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 3 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(監査役の任期) 第28条 (略) 2 <u>補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</u>	(監査役の任期) 第28条 (現行どおり) 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u>

第3号議案 定款一部変更の件(剰余金の配当等の決定機関)

1. 変更の理由

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう第35条を変更し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第36条(自己株式の取得)を削除し、また、基準日その他配当に関する定めを整理を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(剰余金の配当)</p> <p>第35条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第35条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(削除)</p>
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第36条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3 前2項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第37条 期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。なお、期末配当金及び中間配当金の未払の配当に対しては利息をつけない。</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第37条 配当財産が金銭の場合は、その支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。なお、未払の配当金に対しては利息をつけない。</p>

第4号議案 取締役7名選任の件

本總會終結の時をもって取締役7名全員は任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 【再任】	たぶちてるひさ 田淵暉久 (昭和17年3月7日生) 取締役会への出席状況 14回中14回	昭和39年4月 当社入社 昭和45年9月 当社取締役 昭和48年9月 当社常務取締役 昭和51年10月 当社専務取締役 昭和58年10月 当社取締役社長 平成17年6月 当社取締役会長(現任)	1,196,251株
取締役 在任期間 45年 10ヶ月	(取締役候補者とした理由) 同氏は、創業家出身であり取締役在任46年、代表取締役在任33年となります。その間、海外生産展開を推進するとともに、主たる事業をトランス・電源から太陽光発電用パワーコンディショナ分野へ拡大することを主導してまいりました。また、広く経済界ほか各方面に多くの人脈を有しております。これまで蓄積した経験を活かして、引き続きグループの経営を総覧するべく、取締役として選任をお願いするものです。		
2 【再任】	かいほうしとしひろ 貝方士利浩 (昭和35年9月20日生) 取締役会への出席状況 14回中14回	昭和60年4月 田淵電子工業株式会社入社 平成13年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役社長(現任) 平成26年6月 当社執行役員会議長(現任)	99,218株
取締役 在任期間 11年 0ヶ月	(取締役候補者とした理由) 同氏は、経理、IT、経営企画部門における業務経験を有しております。経営の執行責任者として、太陽光発電用パワーコンディショナ事業の収益化を実現するなど前中期経営計画を前倒しで達成し、現中期経営計画の全社を挙げたの推進を主導しております。このような実績から、引き続き同氏の能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 【再任】 取締役 在任期間 10年 0ヶ月	さかべ しげかず 阪部 茂一 (昭和23年4月14日生) 取締役会への出席状況 14回中14回	昭和48年4月 三菱電機株式会社入社 平成9年10月 同社先端技術総合研究所主管技師長 平成18年6月 当社専務取締役 平成23年4月 当社技術開発本部統括 平成23年6月 当社取締役副社長 平成26年6月 当社取締役副社長執行役員(現任) 平成28年4月 当社技術開発総括本部長(現任)	80,655株
	(取締役候補者とした理由) 同氏は、電磁誘導分野の工学博士として大手総合電機メーカーの研究所で重責を務めるなど、技術的立場での豊富な知識と経験を有しております。当社グループの技術総括責任者として、国内外の技術開発体制の再構築・強化に努めてきました。このような実績から、引き続き同氏の能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものです。		
4 【再任】 取締役 在任期間 11年 0ヶ月	ささの まさお 佐々野 雅雄 (昭和33年10月15日生) 取締役会への出席状況 14回中14回	昭和56年3月 当社入社 平成17年6月 当社取締役(現任) 平成23年4月 当社経営管理本部統括(現任) 平成26年6月 当社常務執行役員(現任)	60,552株
	(取締役候補者とした理由) 同氏は、海外拠点、経理財務、経営管理部門における業務経験を有しており、当社及びグループの管理統括責任者としてガバナンス体制の構築、グループ基幹業務システムの再構築等に取り組んでおります。このような実績から、引き続き同氏の能力・経験等を当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものです。		

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 【再任】 【社外】 【独立】 取締役 在任期間 9年 0ヶ月	しお っ せい じ 塩 津 晴 二、 (昭和15年1月4日生) 取締役会への出席状況 14回中14回	昭和39年4月 早川電機工業株式会社 (現シャープ株式会社)入社 平成3年6月 同社取締役 平成12年4月 同社代表取締役副社長 平成15年6月 同社顧問 平成17年6月 当社顧問 平成18年6月 シャープ株式会社顧問退任 平成19年6月 当社取締役(現任)	47,092株
	(社外取締役候補者とした理由) 同氏は、事業法人の経営者としての豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の企業価値向上に向け経営全般に亘り積極的に意見・提言等を行い、経営ガバナンスの向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、引き続き社外取締役として同氏の能力・経験等を経営に活用することで、経営体制をさらに強化できると判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。		
6 【再任】 【社外】 【独立】 取締役 在任期間 2年 0ヶ月	はや の とし ひと 早 野 とし ひと (昭和21年12月3日生) 取締役会への出席状況 14回中14回	昭和44年4月 株式会社野村総合研究所入社 平成8年6月 同社常務取締役 平成10年6月 国際証券株式会社代表取締役専務 平成13年6月 国際キャピタル株式会社 代表取締役社長 平成16年4月 ニュー・フロンティア・パートナーズ 株式会社 代表取締役社長 平成23年4月 中部大学経営情報学部教授(現任) 平成26年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 中部大学経営情報学部教授 公益財団法人大崎企業スポーツ事業研究助成財団顧問	500株
	(社外取締役候補者とした理由) 同氏は、事業法人の経営者並びに大学教授としての豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の企業価値向上に向け経営全般に亘り積極的に意見・提言等を行い、経営ガバナンスの向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、引き続き社外取締役として同氏の能力・経験等を経営に活用することで、経営体制をさらに強化できると判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<p>7</p> <p>【再任】 【社外】</p> <p>取締役 在任期間 1年 0ヶ月</p>	<p>さいとうのぼる 齋藤昇 (昭和41年9月10日生)</p> <p>取締役会への出席状況 11回中6回</p> <p>(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>同氏は、当社の主要株主である事業法人の役員として、豊富な経験・実績・見識を有しており、主要株主としての観点から当社の企業価値向上に向け経営全般に亘り積極的に意見・提言等を行い、経営ガバナンスの向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、引き続き社外取締役として同氏の能力・経験等を経営に活用することで、経営体制をさらに強化できると判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。</p>	<p>平成元年4月 TDK株式会社入社 平成23年6月 同社執行役員 平成25年6月 同社常務執行役員 平成27年6月 同社取締役常務執行役員(現任) 当社取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) TDK株式会社取締役常務執行役員</p>	<p>—</p>

- (注) 1. 塩津晴二、早野利人及び齋藤昇の3氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、当社は塩津晴二、及び早野利人の両氏を株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ており、両氏が取締役役に再任され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
2. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 塩津晴二、早野利人及び齋藤昇の3氏は、当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
 - (2) 社外取締役候補者齋藤昇氏が常務執行役員を務めるTDK株式会社と当社との間では、資本業務提携に関する合意書を締結しており、材料仕入等の取引関係があります。なお、その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - (3) 当社は、塩津晴二、早野利人及び齋藤昇氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としており、3氏の再任が承認された場合、当社は3氏の間で当該契約を継続する予定であります。

第5号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役2名は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 【再任】 監査役 在任期間	おぎ崎としあき 尾崎利明 (昭和23年10月30日生) 取締役会への出席状況 14回中14回	昭和47年4月 当社入社 平成17年7月 当社理事役員 平成21年6月 当社常勤監査役(現任)	47,967株
7年 0ヶ月	(監査役候補者とした理由) 同氏は、当社の営業、経理財務部門における業務実績と財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、また、当社理事役員として経営経験を有していることから、同氏の能力・経験等を当社グループのガバナンス強化及び監査に活かすため、引き続き監査役として選任をお願いするものです。		
2 【再任】 【社外】 【独立】 監査役 在任期間	よねだひでみ 米田秀実 (昭和31年12月24日生) 取締役会への出席状況 14回中12回	昭和60年4月 弁護士登録 昭和60年4月 淀屋橋合同法律事務所(現弁護士法人淀屋橋・山上合同)入所(現任) 平成5年6月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士(弁護士法人淀屋橋・山上合同 社員) 株式会社マイスターエンジニアリング社外監査役	37,687株
23年 0ヶ月	(社外監査役候補者とした理由) 同氏は、弁護士としての専門性と豊富な経験を有し、また、永年に渡り当社社外監査役として、その専門的な見地から積極的に意見・提言を行っており、当社の経営ガバナンスの向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、当社の監査を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものです。		

- (注) 1. 尾崎利明氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 米田秀実氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 米田秀実氏は、当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
4. 米田秀実氏が所属する弁護士法人淀屋橋・山上合同と当社は、顧問契約を締結しておりますが、当社からの顧問料等の支払額は販売費及び一般管理費の0.1%未満かつ1,000万円未満であります。
5. 当社は米田秀実氏を株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

6. 当社は、尾崎利明氏と米田秀実氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は第2号議案が承認可決されることを前提としております。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

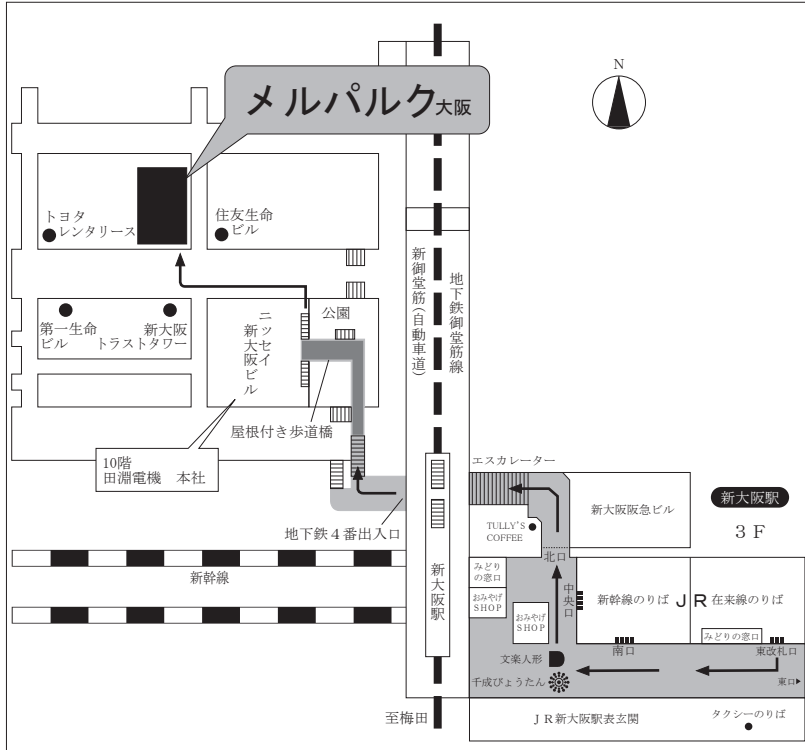
氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
いしだ あきら 石田 昭 (昭和23年7月17日生)	昭和46年4月 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入社 昭和59年5月 同社社員 平成4年5月 同社代表社員 平成24年6月 同社定年退職 平成24年7月 公認会計士・税理士 石田昭事務所開設 平成24年7月 株式会社京写 社外監査役(現任) 平成25年4月 関西学院大学 経営戦略研究科 専門職大学院教授 平成25年6月 フジッコ株式会社 社外監査役(現任) 平成28年3月 関西学院大学 経営戦略研究科 専門職大学院教授 定年退職 (重要な兼職の状況) 公認会計士・税理士 石田昭事務所所長 株式会社京写 社外監査役(現任) フジッコ株式会社 社外監査役(現任)	—
(補欠監査役候補者とした理由) 同氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、その豊富な監査経験をもって、専門的見地から当社の監査を適切に遂行できるものと判断し、補欠監査役候補者としております。		

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 石田昭氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 石田昭氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額といたします。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市淀川区宮原四丁目2番1号
メルパルク大阪 3階会議室
電話 06-6350-2111



- 交通機関 ●最寄駅 JR新大阪駅北口より徒歩約7分
地下鉄御堂筋線新大阪駅4番出入口より徒歩約3分
●駐車場はございませんので、あしからずご了承ください。